

現在の位置：[トップページ](#) > [注目情報](#) > [発表情報](#) > カットパンによる乳児の窒息事故が発生－小さくちぎって与え、飲み込め

【2021年10月19日:公表】

カットパンによる乳児の窒息事故が発生－小さくちぎって与え、飲み込むまで目を離さないで－

*詳細な内容につきましては、本ページの最後にある「報告書本文[PDF形式]」をご覧ください。

2020年10月、国民生活センターの「医師からの事故情報受付窓口」（以下、「ドクターメール箱」とします。）に、「10ヶ月頃から」と表示されたカットパンを10カ月の男児が食べて窒息し、死亡したという事故情報が寄せられました。また、2021年6月には、同じ銘柄の、対象年齢表示のないカットパンを11カ月の男児が食べ、喉に詰まらせて窒息したという事故情報が寄せられました。

そこで、1歳前後の乳幼児の食品による窒息事故の再発防止のため、消費者に注意喚起することとしました。なお、事故の知らせを受けた当該品の製造事業者は、対象年齢表示や注意表示の変更や大きさや物性の改善に取り組んでいます。

ドクターメール箱に寄せられた事故情報

【事例1】

当該品1を一つ丸々飲み込もうとして窒息。救急搬送されたが死亡した。

【事例2】

ちぎった当該品2を食べさせたところ窒息した。

写真、カットパン（左：当該品1（事例1）、右：当該品2（事例2））



消費者へのアドバイス

- 1歳前後の乳幼児に食べ物を与える際は、無理なく食べられるよう、小さく切って与え、飲み込むまで目を離さないように注意しましょう。
- 食品で窒息が起こったときは、直ちに応急処置を行い、救急要請しましょう。

現在の位置：[トップページ](#) > [注目情報](#) > [発表情報](#) > 乳児用規格適用食品の表示に係るアンケート調査

[2021年10月19日:公表]

乳児用規格適用食品の表示に係るアンケート調査

*詳細な内容につきましては、本ページの最後にある「報告書本文[PDF形式]」をご覧ください。

2020年10月、国民生活センターの「医師からの事故情報受付窓口」に、「10ヶ月頃から」と表示されたカットパンを食べた10カ月の男児が窒息し、死亡したという事故情報が寄せられました。

当該品には、「10ヶ月頃から」との表示のほか、「本品は食品衛生法に基づく乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」といった乳児用規格適用食品である旨の表示がありました。この表示は、「食品、添加物等の規格基準」における、乳児の飲食に供することを目的として販売する食品の規格基準（放射性物質（放射性セシウム）の基準値：50Bq/kg）を適用した食品であることを示すものです。この表示と窒息事故との因果関係は不明ですが、消費者が、乳児にとってさまざまな面で安全であると誤認する可能性があると考えられました。そこで、こういった表示に関する消費者の理解度を把握するため、アンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、消費者に情報提供することとしました。

アンケート調査とその結果

- 乳児用規格適用食品である旨の表示は、多くの消費者が意味を正しく理解しておらず、固さや大きさ、アレルギー物質、栄養面等に係る規格基準を適用した食品であると誤認している人が多いことが分かりました。

消費者へのアドバイス

- 乳児用規格適用食品である旨の表示は、放射性物質に係る規格基準を適用した食品であることを示すものです。意味を正しく理解しましょう。